

# 介護施設における高齢者等の「ちょこっと就労」促進事業実施要綱

## 第1 目的

高齢化の進展および生産年齢人口の減少により介護人材が不足するなか、元気な高齢者等を貴重な労働力として活用していく必要がある。

このため、介護施設において、短時間で、高齢者等の能力に応じた介護の補助的業務などを行う「ちょこっと就労」を普及し、介護人材の確保および高齢者等の短時間就労による介護職員の負担軽減を促進する。

## 第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

### 1 高齢者等

高齢者や主婦など、主たる仕事に従事していない者をいう。

### 2 ちょこっと就労

高齢者等が個々の生活スタイルや健康状態に合わせ、介護施設の繁忙期等（朝夕の食事等）に、掃除、食事の配膳・片付け等の介護職員の補助を行う短時間労働をいう。

### 3 介護施設

福井県または県内各保険者の指定を受けた介護職員が在籍する介護保険サービス事業所（別表1のとおり）。

## 第3 実施主体

福井県とする。ただし、実施主体が行うべき事務を除き、事業を社会福祉法人福井県社会福祉協議会に委託することができる。

## 第4 事業内容

実施主体は、以下の内容の事業を実施する。

### 1 参加介護施設の決定

公募等により、事業への参加（ちょこっと就労を行う高齢者等の雇用）を希望する介護施設を決定する。

### 2 高齢者等の募集・登録と高齢者等と参加介護施設のマッチング

#### （1）高齢者等の募集

募集チラシの配布等により、ちょこっと就労を行う高齢者等の募集を行う。

#### （2）高齢者等の登録とマッチング

社会福祉法人福井県社会福祉協議会福井県福祉人材センターおよび嶺南福祉人材バンク（以下、福祉人材センター・バンクという。）において、ちょこっと就労を希望する高齢者等の登録を行う。また、実施主体は、登録を行った高齢者等に対して、希望する雇用条件に合致した介護施設の紹介や、参加介護施設に対して、周辺地域で登録を行っている高齢者等の紹介等を行うことで、高齢者等と参加介護施設の適切なマッチングを図ることとする。

### 3 成果報告会の開催

事業の効果検証を行うために、参加介護施設および高齢者等がちょっと就労に関する所感や課題、改善点等の報告を行うための成果報告会を開催する。また、これに係る報告書の作成を行うとともに、ホームページ掲載等により、他の介護施設や高齢者等に対する成果報告を行う。

### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、これを別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

対象サービス
訪問介護
訪問入浴介護
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護
看護小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
介護医療院